

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年7月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400074 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 4 年 8 月 1 日から平成 6 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 6 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 4 年 8 月から平成 6 年 10 月まで及び同年 12 月から平成 26 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 4 年 8 月 1 日から平成 6 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 4 年 9 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間、平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 9 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 10 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 14 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 21 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から平成 22 年 3 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄）から同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 4 年 9 月から同年 12 月まで、平成 6 年 10 月、平成 9 年 4 月から同年 7 月まで、平成 10 年 4 月から同年 7 月まで、平成 14 年 4 月から同年 7 月まで、平成 18 年 4 月から平成 19 年 5 月まで、平成 20 年 9 月から同年 10 月まで、平成 21 年 3 月から同年 6 月まで、同年 11 月から平成 22 年 2 月まで、同年 5 月から同年 10 月まで、同年 12 月、平成 23 年 5 月から同年 6 月まで、同年 8 月から平成 24 年 8 月まで及び平成 25 年 8 月から平成 26 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 4 年 8 月 1 日から平成 6 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与に係る明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保管期間を経過したため資料がなく不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成 16 年から平成 26 年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によると、請求者に係る報酬月額は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額より低い額で届けられていることが確認できるほか、請求者の給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が

長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 4 年 9 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間、平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 9 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 10 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 14 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 21 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から平成 22 年 3 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与に係る明細書により、別表の第 3 欄及び第 6 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記 1 の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 4 年 9 月から同年 12 月まで、平成 6 年 10 月、平成 9 年 4 月から同年 7 月まで、平成 10 年 4 月から同年 7 月まで、平成 14 年 4 月から同年 7 月まで、平成 18 年 4 月から平成 19 年 5 月まで、平成 20 年 9 月から同年 10 月まで、平成 21 年 3 月から同年 6 月まで、同年 11 月から平成 22 年 2 月まで、同年 5 月から同年 10 月まで、同年 12 月、平成 23 年 5 月から同年 6 月まで、同年 8 月から平成 24 年 8 月まで及び平成 25 年 8 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については、給与に係る明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 6 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者は当該期間の給与に係る明細書を保管しておらず、A 社も賃金台帳等の資料を保管していない上、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及び預金通帳から当該期間の厚生年金保険料控除額について確認及び推認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 6 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成4年8月	26万円	38万円	—	38万円	38万円	—
平成4年9月から同年11月まで	26万円	38万円	—	34万円	34万円	38万円
平成4年12月	26万円	38万円	—	32万円	32万円	38万円
平成5年1月から同年3月まで	26万円	38万円	—	38万円	38万円	—
平成5年4月から同年9月まで	26万円	38万円	—	44万円	38万円	—
平成5年10月から平成6年1月まで	26万円	41万円	—	44万円	41万円	—
平成6年2月	26万円	41万円	—	53万円	41万円	—
平成6年3月	26万円	41万円	—	44万円	41万円	—
平成6年4月から同年7月まで	26万円	41万円	—	50万円	41万円	—
平成6年8月及び同年9月	26万円	41万円	—	53万円	41万円	—
平成6年10月	28万円	44万円	—	41万円	41万円	44万円
平成6年12月	28万円	44万円	—	47万円	44万円	—
平成7年1月	28万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成7年2月及び同年3月	28万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成7年4月	28万円	—	44万円	36万円	36万円	—
平成7年5月から同年12月まで	28万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成8年1月から同年3月まで	28万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成8年4月から同年9月まで	28万円	—	50万円	53万円	50万円	—
平成8年10月から平成9年3月まで	30万円	50万円	—	50万円	50万円	—
平成9年4月から同年7月まで	30万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成9年8月から平成10年3月まで	26万円	44万円	—	44万円	44万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成10年4月から同年7月まで	26万円	44万円	—	41万円	41万円	44万円
平成10年8月及び同年9月	26万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成10年10月から平成11年9月まで	24万円	41万円	—	44万円	41万円	—
平成11年10月から平成12年10月まで	26万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成12年11月から平成13年3月まで	26万円	44万円	—	47万円	44万円	—
平成13年4月から同年9月まで	26万円	—	47万円	47万円	47万円	—
平成13年10月から平成14年3月まで	26万円	47万円	—	47万円	47万円	—
平成14年4月から同年7月まで	26万円	47万円	—	41万円	41万円	47万円
平成14年8月及び同年9月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成14年10月から平成15年8月まで	24万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成15年9月及び同年10月	24万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成15年11月	24万円	41万円	—	47万円	41万円	—
平成15年12月から平成16年8月まで	24万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成16年9月	24万円	41万円	—	44万円	41万円	—
平成16年10月から平成18年3月まで	24万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成18年4月から平成19年5月まで	24万円	41万円	—	38万円	38万円	41万円
平成19年6月	24万円	41万円	—	53万円	41万円	—
平成19年7月	24万円	41万円	—	56万円	41万円	—
平成19年8月	24万円	41万円	—	50万円	41万円	—
平成19年9月	24万円	38万円	—	53万円	38万円	—
平成19年10月及び同年11月	24万円	38万円	—	47万円	38万円	—
平成19年12月	24万円	38万円	—	44万円	38万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成20年1月	24万円	38万円	—	47万円	38万円	—
平成20年2月	24万円	38万円	—	50万円	38万円	—
平成20年3月	24万円	38万円	—	47万円	38万円	—
平成20年4月	24万円	38万円	—	53万円	38万円	—
平成20年5月	24万円	38万円	—	38万円	38万円	—
平成20年6月	24万円	38万円	—	62万円	38万円	—
平成20年7月	28万円	38万円	—	47万円	38万円	—
平成20年8月	28万円	38万円	—	44万円	38万円	—
平成20年9月	28万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成20年10月	28万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成20年11月	28万円	50万円	—	50万円	50万円	—
平成20年12月	28万円	50万円	—	53万円	50万円	—
平成21年1月及び同年2月	28万円	50万円	—	50万円	50万円	—
平成21年3月から同年6月まで	28万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成21年7月	28万円	50万円	—	59万円	50万円	—
平成21年8月	28万円	50万円	—	56万円	50万円	—
平成21年9月	28万円	44万円	—	50万円	44万円	—
平成21年10月	28万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成21年11月	28万円	56万円	—	44万円	44万円	56万円
平成21年12月から平成22年2月まで	28万円	56万円	—	50万円	50万円	56万円
平成22年3月	28万円	56万円	—	59万円	56万円	—
平成22年4月	28万円	56万円	—	62万円	56万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成22年5月	28万円	56万円	—	44万円	44万円	56万円
平成22年6月	28万円	56万円	—	41万円	41万円	56万円
平成22年7月	28万円	56万円	—	53万円	53万円	56万円
平成22年8月	28万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成22年9月	32万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成22年10月	32万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成22年11月	32万円	50万円	—	53万円	50万円	—
平成22年12月	32万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成23年1月	32万円	50万円	—	50万円	50万円	—
平成23年2月から同年4月まで	32万円	50万円	—	56万円	50万円	—
平成23年5月	32万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成23年6月	32万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成23年7月	32万円	50万円	—	56万円	50万円	—
平成23年8月	32万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成23年9月及び同年10月	36万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成23年11月	36万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成23年12月	36万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成24年1月及び同年2月	36万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成24年3月	36万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成24年4月	36万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成24年5月	36万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成24年6月	36万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成24年7月	36万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成24年8月	36万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成24年9月及び同年10月	36万円	41万円	—	44万円	41万円	—
平成24年11月	36万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成24年12月	36万円	41万円	—	47万円	41万円	—
平成25年1月から同年7月まで	36万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成25年8月	36万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成25年9月から平成26年4月まで	34万円	50万円	—	41万円	41万円	50万円
平成26年5月から同年8月まで	34万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円